

確認とご理解をお願いします!!!

税理士による協議派遣事業について

税務代理、税務書類の作成、税務相談は、税理士以外の者が行うことができません。このため、北海道税理士会では、申告納税制度の維持・発展に寄与すべく、「税務支援」事業に取り組んでいます。

「税務支援」事業とは、経済的理由により税理士に委嘱できない小規模納税者や、税理士会が地域の実情等を考慮して支援が必要と認めた方を対象として税務相談等を行うものです。

この「税務支援」事業の一つに「協議派遣事業」があります。

<協議派遣事業とは>

商工会議所・商工会・青色申告会など税理士会が指定する団体（以下「商工会等」という。）と協議し、税理士を派遣して税理士業務を実施するものです。

★協議派遣事業は、税理士会の社会貢献事業として行っています。

<税理士の税務支援業務>

「税務支援」として税理士が実施する業務は次のように定められています。

- (1) 税務に関する相談
- (2) 記帳及び決算に関する相談
- (3) 税務書類作成に関する相談
- (4) 前各号に係る電子申告に関する相談

★協議派遣事業における税理士の立場は「相談」を行うことです。

税理士会が必要と認める場合は、さらに4事務を加えることが出来ます。

- ① 会計帳簿の記帳代行
- ② 税務申告に係る決算代行又は決算書作成
- ③ 納税申告書その他税務書類の作成
- ④ 電子申告データの作成及び代理送信

<協議の実施、契約書の締結>

税理士派遣の前には、商工会等と税理士会とで協議を行うことになっています。

協議の内容は、「業務の範囲」や「従事期間」など、予め取り決めが必要とされる事項です。

★税理士会支部から、協議の申し入れがあったら、快く応じてください。

協議の後は、契約書を締結します。

★契約書に記載された各事項は、今後守っていく事項になりますので、よろしくお願いします。

<税理士会における税務支援の対象者>

原則として、経済的理由により税理士に委嘱することが困難な者もしくは税理士等の関与がない事業所得者、不動産所得者及び雑所得者で、前年所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の者（商工会においては400万円）。その者が消費税の課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者。

★所得制限により税務支援の対象とならない者には、対応できないことを説明してください。